

陳情第198号	受理年月日	令和2年11月30日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	市街化区域から市街化調整区域への見直しの撤回について	
要旨	<p>八幡東区では、令和2年11月4、16、17、22日に中央町のレインボープラザにおいて、北九州市区域区分見直しの基本方針(令和元年12月策定)に基づく標記見直しについて市民説明会が開催された。そこでは、八幡東区の二次選定候補地が5,000分の1の地図で細かく明示され、対象となる世帯が同区だけで5,400世帯、住民が1万人になると説明があった。</p> <p>配布資料及び説明者によれば、当該見直しが対象地区住民に対して町なかへの住み替えを短期間で強制するものではないことを理由として、所有地の地価下落暴落、移転費用、受け入れる市営住宅、市への土地の売却・寄付等について、特段の施策、助成、補助、補償、救済制度を新設する考えは皆無であり、既存の制度のみで対応するとの説明があった。</p> <p>説明会出席者からは、なぜ八幡東区が最初なのか、財産が激減する等の不安、質問、意見、訴え、嘆きが出され、賛成意見は全くなかった。</p> <p>また、私たちが説明会で会った多くの高齢者、幼児を連れた若い母親、福岡市の不動産業の社長など当該見直しに賛成する人は皆無であった。</p> <p>私たちは、標記見直しは、八幡東区5,400世帯、1万人の住民に対して、深刻な心配、苦悩、落胆及び金銭と財産上の損害並びに経済活動の危惧を長期かつ死ぬまでさいなみ強いるもので、直ちに撤回すべきであると考えます。現状では八幡東区の1万人の住民は平穏な気持ちで正月を迎えることができない。また、同様の事態が八幡東区のみならず他の6区住民にも数か月以内に発生すると想定される。</p>	

については、市街化区域から市街化調整区域への見直しを撤回していただきたい。